

4. 本マニュアルの使い方

4-1. 算定手法と適用事業

水道水源開発施設整備事業及び水道広域化施設整備事業であって、建設期間が10年以上の事業は、年次算定法により費用便益比(B/C)の算定を行う。
その他の事業は、換算係数法による評価とする。

(年次算定法の対象事業)

水道水源開発等施設整備費の国庫補助金を受けて実施する事業のうち、以下の事業であって、建設期間が10年以上のものを対象とする。

- ① 水道水源開発施設整備費による事業(水道の水源の開発の用に供するダム、堰、水路及び海水淡水化施設)
- ② 水道広域化施設整備費のうち、特定広域化施設整備費、一般広域化施設整備費による事業(広域化促進地域上水道施設整備は対象としない)

(判定フロー)

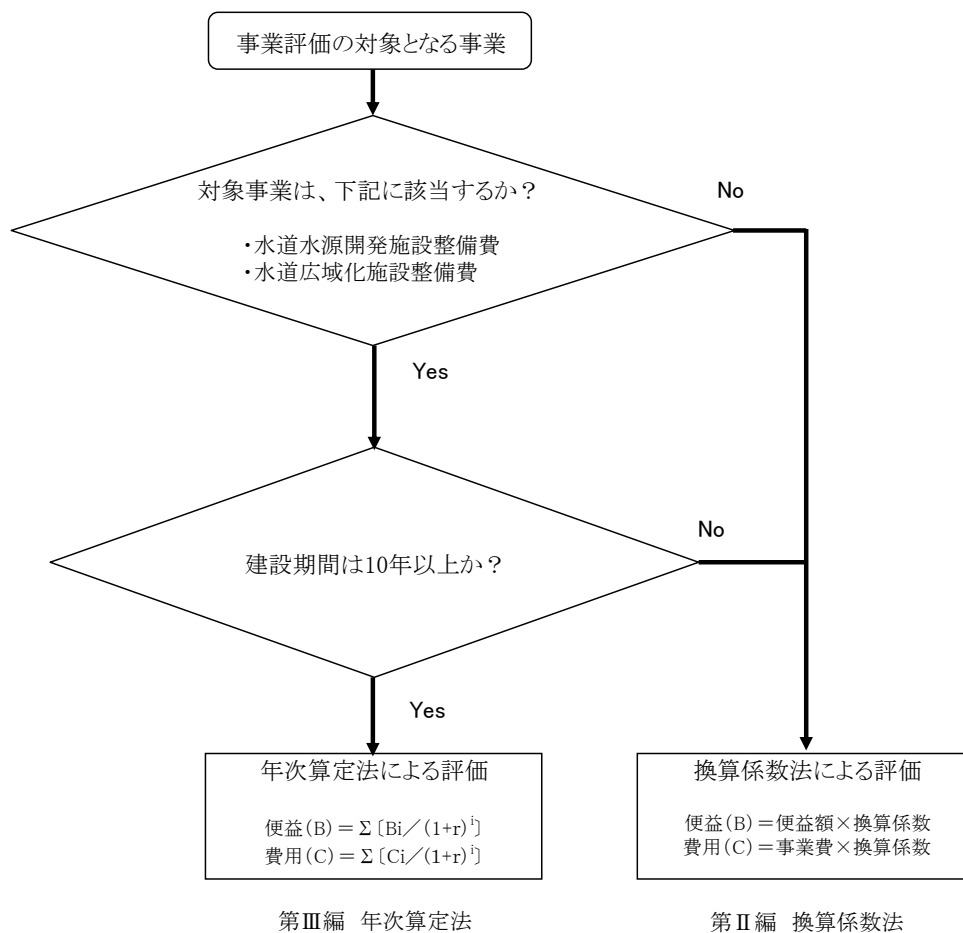


図 I -4.1 算定方法と適用事業 (判定フロー)